

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員定数条例

平成4年4月1日条例第3号

紫波郡環境施設組合職員定数条例（昭和44年紫波郡環境施設組合条例第2号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 組合職員の定数に関しては、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において「組合職員」とは、事務局及び清掃事業所に常時勤務する職員（他の地方公共団体の職員と兼ねる者及び6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。

（定数）

第3条 組合職員の定数は11人とする。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。